

**平成24年度第1回  
敦賀市民間最終処分場環境保全対策協議会  
—特定支障除去等事業実施計画の変更について—**

**平成24年12月15日**

**福井県・敦賀市**

## 実施計画の変更について

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する  
特別措置法の一部を改正する法律」  
施行：平成24年8月22日

### 改正内容

- (1) 有効期限を平成35年3月31日まで**10年間延長**
- (2) 環境大臣は支障の除去等を計画的かつ着実に推進するための**基本方針**を定める→**平成24年11月15日告示**
- (3) 都道府県等は、支障の除去等に関する**実施計画**について、**平成25年3月31日までに環境大臣に協議**しなければならない



- 本事案についても水処理、浄化対策等の継続が必要
- 実施計画の変更について年度内に環境大臣の同意申請を行う

# 実施計画の主な変更箇所

## 第1章 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を講ずる必要がある事案

## 第2章 特定支障除去等事業の実施に関する事項

- 生活環境保全上達成すべき目標等

## 第3章 特定支障除去等事業の内容に関する事項

- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の方法
- 特定支障除去等事業の実施予定期間
- 特定支障除去等事業に要する費用等

## 第4章 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する措置の内容

- これまでに講じた措置の内容
- 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する措置等の内容に係る検証

## 第5章 県の対応状況に対する調査等

- 県が講じた再発防止策の内容
- 再発防止策の内容に係る検証

## 第6章 その他支障の除去等の推進に際し、配慮すべき重要事項

- 環境モニタリング
- 指定区域の指定等

## 生活環境保全上達成すべき目標等

(現行)

処分場から漏出した浸出液が木の芽川に流出することを防止するとともに、浸出液が早期に排水基準以下となるよう、適切な対策を講じる。

(変更後)

埋立地内の保有水の水質が、排水等基準に適合するまでの間、浸出液処理設備で適正に処理する等、浸出水が周辺地下水や木の芽川に流出することを防止するために必要な措置を講じる。

また、汚染源となっている保有水の水質が、早期に、排水等基準に適合するよう適切な対策を講じる。

# 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の方法

## 浸出水低減および浄化対策

- 空気や水を注入する**浄化対策**を平成25年度以降も**継続**する。
- 県として埋立地の**地中温度**を**常時監視**できる体制を早期に整備する。
- 埋立地の揚水井戸を利用して、**発生ガスの測定**を定期的に実施する。

## 水処理施設による処理

- 保有水および浸出水のそれぞれの**揚水量**については、環境保全対策協議会等において水位等の結果をもとに**定期的な検証**を行い、**必要な調整**を行う。

## 遮水機能の維持管理

- ① 浸出水処理設備等の維持管理  
設備等の機能の状態を定期的に点検し、異常が認められた場合には、修繕等必要な措置を講じる。
- ② キャッピングおよび雨水集排水設備の点検・保守  
キャッピング（遮水シート、アスファルト舗装等）および雨水集排水設備について、沈下、亀裂その他の変形がないか点検し、異常が認められた場合は、必要に応じて補修する。
- ③ 周辺地下水、放流水、保有水および浸出水の分析  
周辺地下水（ドレーントンネルを含む）、放流水、保有水および浸出水の水質検査を実施し、水質の悪化が認められた場合は、その原因の調査その他の生活環境保全上必要な措置を講じる。  
また、1,4-ジオキサン等、今後追加される新たな検査項目について基準値超過等が認められた場合は、水処理施設による処理方法の変更等必要な措置を講じる。

# 特定支障除去等事業の実施予定期間

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
○ 調査・実施設計 (支援対象外)		■																
○ 木の芽川流出防止対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分場北側遮水壁工事</li> <li>・ 新水処理施設の増設設置</li> <li>・ 浸出水貯留槽の設置</li> <li>・ 浸出水揚水井戸の設置</li> <li>・ 浸出水の処理</li> </ul>				■	■	■	■	■										
○ 浸出液低減および浄化対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分場東・南・西遮水壁工事 (地下水対策工を含む。)</li> <li>・ キャッピング・雨水排水路の設置</li> <li>・ 防災調整池の設置</li> <li>・ 保有水揚水井戸の設置</li> <li>・ 浄化促進設備の設置</li> <li>・ 浄化促進対策 (地中温度・発生ガスの測定)</li> <li>・ 保有水の処理</li> </ul>			■	■	■	■	■	■										
○ 遮水機能の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の点検補修</li> <li>・ 廃止基準適合の確認</li> </ul>										■	■	■	■	■	■	■	■	■
○ モニタリング		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

(効果検証の結果に基づき実施する)

# 特定支障除去等事業に要する費用等

区分	細目		事業費(百万円)		
			平成17～24年度	平成25～34年度	
工事費	遮水壁	北側	4,963		
		南側、東側、西側			
		地下水対策工			
	遮水関連工	雨水対策工	キャッピング	1,773	
			雨水排水路		
			防災調整池		
		付帯工事		43	
	水処理施設	揚水ポンプ	浸出水揚水井戸	1,569	
			保有水揚水井戸		
		新水処理施設改造			
		浸出水貯留槽			
	浄化促進対策工		154	4	
	遮水機能維持工			50	
	工事雑費、補償費		6		
	工事費計		8,508	54	
管理作業費	水処理等施設維持管理費		472	1,186	
	モニタリング費		149	271	
	施工監理費		313	101	
	管理作業費計		934	1,558	
事務費	事務費		47	8	
合 計			9,489	1,620	
			11,109		



# 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する措置の内容

## これまでに講じた措置の内容

平成18年3月以降に実施した事業者等に対する求償状況について、実施計画に追加記載。

- ① 事業者および役員等への求償  
事業者および役員等からの回収額：計18,473,454円
- ② 排出事業者への求償  
平成15年に3回の納付命令を発し、合計1,448,200円を徴収  
平成19年度、20年度に6事業者から 6,720,600円回収

## 今後講じるべき措置等

役員等に対して、廃棄物処理法に基づき費用を求償する等、厳正に対処する。また、所有する動産や債権について定期的に調査し、判明したものについては、あらゆる方策を講じて回収に努める、等記載。

# 特定支障除去等事業に係る措置等に対する検証

## 特定支障除去等事業の実施において県が講じた再発防止策の内容等

平成18年3月以降、県が実施してきた再発防止策について、追加記載。

- (1) 廃棄物担当部局の組織体制の強化
- (2) 監視指導の強化
  - ① 監視指導パトロールの強化
  - ② 処理業者等に対する厳正な立入検査・指導
  - ③ 行政処分基準に基づく厳正な対応
  - ④ 不適正処理事案に係る情報の共有化
- (3) 関係機関等および地域住民との連携の強化
  - ① 庁内関係課との連携
  - ② 市町との連携
  - ③ 地域住民との連携
- (4) 適正処理の推進

## 今後講じるべき再発防止策

今後継続して実施する再発防止対策について実施計画に記載。

### (1) 廃棄物担当部局の組織体制の強化

毎年、監視指導に係る人材の育成計画を策定し、計画的な研修を実施。

### (2) 監視指導の強化

行政処分基準を適正に改正する等、厳正かつ統一的な行政処分等を実施。無許可業者による不適正処分に対しては、積極的に告発。

「産業廃棄物処理施設に対する定期検査制度」を活用し、最終処分場や焼却施設等の産業廃棄物処理施設に対する監視指導を徹底。

不法投棄110番（通報電話）や監視カメラの設置等により、監視体制を効率化。

### (3) 関係機関等および地域住民との連携の強化

各健康福祉センターに「不法処理防止連絡協議会」を設置し、合同でのパトロールや不適正処分事案に関する情報交換を定期的実施。

### (4) 適正処理の推進

「優良産廃処理業者認定制度」を活用し、優良な処理業者による適正処理を推進。

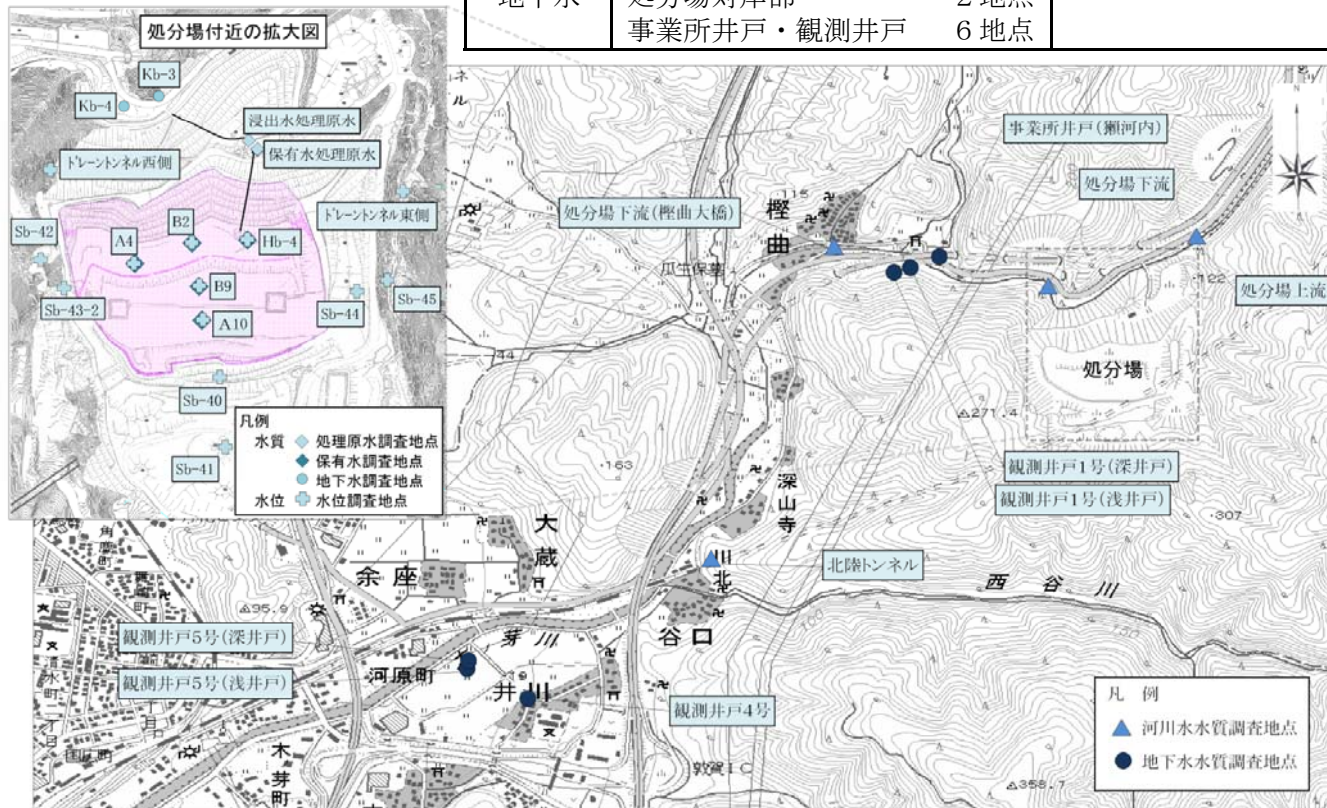
# 支障の除去等の実施における周辺環境への影響に関する配慮事項

## 環境モニタリング

引き続き、安全性の確認のため、水質等のモニタリング調査を実施する。

異常が認められない場合、調査地点や頻度等について適宜見直しを行う。

調査地点		調査項目	調査頻度
保有水	保有水処理原水	○環境基準項目 ○ビスフェノールA (揚水井戸を除く) ○電気伝導度、塩素イオン	4回/年
	揚水井戸		
浸出水	浸出水処理原水		
河川水	木の芽川 処分場上流		
	処分場下流		
	北陸トンネル		
地下水	処分場対岸部		
	事業所井戸・観測井戸		



## 指定区域の指定等

- 特定支障除去等事業により措置を講じた土地は、廃棄物処理法第15条の17の規定による指定区域の指定を行う。
- 廃棄物処理法に違反する形質の変更等に対しては、当該変更をした者に対して、廃棄物処理法第19条の10第1項の規定に基づく措置命令を発出する等、厳格な対応を行う。

### 廃棄物処理法に基づく指定区域の指定（概要）

- 廃棄物が地下にある土地で、政令で定めるものについて知事が区域を指定。
- 指定区域において土地の形質を変更しようとするものは、当該土地の形質の変更に着手する30日前までに届出が必要。
- 知事は、当該届出に係る土地の形質変更の施行方法が、環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から30日以内に限り、計画の変更を命ずることができる。